
納税者権利憲章と 国税通則法

—憲章制定は税務行政の
便宜のためであってはならない—

- 納税者権利憲章と国税通則法

税理士 関本 秀治 ……P. 2

- 2011年度税制改正大綱に対する要望 ……P.11

- 1984年、申告納税制度改悪反対運動の
取り組みと成果 ……P.14

- 平成23年度税制改正大綱
(平成22年12月16日閣議決定) 抜粋 ……P.17

2011年 1 月
全国商工団体連合会

納税者権利憲章と国税通則法

「憲章制定は税務行政の便宜のためであつてはならない」

税理士 関本 秀治

一、1962年(昭和37年)「国税通則法」

制定の意義



政府税調は、1961年(昭和36年)7月、「国税通則法制定に関する答申」をだしま

した。それは、それまで個別税法に規定されていた共通的な事項を、一つの法律としてまとめ、納税者に分かりやすいものにするという説明でしたが、その中身は、「実質課税の原則」(税務署が実態として認めたところで課税できるようにする規定)、「一般的な記

帳義務」、「質問検査権の一般的規定と特定職業人(弁護士、税理士、医師など)の守秘義務を税務調査については認めないこととする規定」、「資料提出義務違反に対する罰則規定の創設」など、強権的な税務行政を推進する国民の基本的人権に関わる重要な問題を含むものでした。

そのため、答申が発表されるや否や全商連をはじめとする業者団体、日本税法学会などの学者や研究者、税経新人会などの職業専門家、弁護士などの法曹界からも強い反対意見

が出されただけでなく、通則法の制定に反対する国民的な運動が急速に盛り上がりました。

このような反対世論の高まりによって、答申どおりの法案を提出したならばその成立も危ぶまれる情勢となりました。

そこで、法案の作成に当たっていた大蔵省主税局は、通則法を何としても成立させることと、盛り上がっている反対世論を分断させることを狙って、答申の中の次の5項目の立法を断念し、それを除いたところで法案を作ることになりました。

①実質課税の原則、租税回避の禁止に関する規定及び行為計算の否認に関する宣言規定(いずれも税法の解釈や適用を広く課税庁に認めるもの)

- ② 一般的な記帳義務に関する規定
- ③ 質問検査に関する統一的規定及び特定職業人の守秘義務と質問検査権との関係規定
- ④ 資料提出義務違反に対する過怠税の規定
- ⑤ 無申告脱税犯に関する改正規定

この主税局声明によって、官製業者団体等は、「通則法の危険性は無くなった」として反対運動から脱落していましたが、逆に、法案が発表されると、「人格のない社団等」(労働組合の大部分がそれに当たる)と関連して、総評を中心とした労働組合、税経新人会、日本民主法律家協会、日本社会党、日本共産党、全国税労働組合など19団体が、「国税通則法反対東京連絡会」を結成し、全国に反対運動を呼びかけました。その結果、反対運動への協賛団体は33団体にのぼり、1962年(昭和37年)2月26日には全国から80

00人を超える業者、労働者、職業専門家などが東京に結集し、文京公会堂、共立講堂の2会場で大会を開催し、代表266人の大陳情団が首相官邸、国税庁など13カ所に反対陳情しました。

国会では、このような反対運動の盛り上がりの中で白熱した議論が行われ、「人格のない社団」についての規定が一部修正されたうえで、衆参両院で可決成立しました。審議が紛糾したため、1962年(昭和37年)4月2日の成立で、施行日はその前日の4月1日という異例の法律となりました。

この通則法の成立過程は、当時の大蔵省や国税庁にとっては、いわば屈辱的な敗北であり、彼らは虎視眈々として反撃の機会を伺っていたといえます。

二、民商や全国税に対する報復的な大弾圧

通則法の成立に最も強く反対し、その運動の中心的な担い手だったのが、民間では全商連・民商であり、国税当局の内部では全国税労働組合でした。

通則法が、大蔵(財務)官僚の意に反して、

いわば満身創痍の形で成立した翌年から彼らはなりふりかまわぬ反撃を開始しました。それが民商・全商連会員に対する税務調査を口実とした組織破壊攻撃です。中野民商事件、川崎民商事件、荒川民商事件などは、裁判闘

争にまで発展した主要な事件です。いずれも、税務調査を妨害したという公務執行妨害罪や税務調査に対する不答弁、虚偽答弁などを理由とした所得税法違反の刑事事件として民商事務局員や納税者本人の逮捕拘束などを伴った過酷な弾圧事件でした。

これに対して、民商・全商連は、組織を挙げて反撃に立ち上がり、逆に、憲法が保障する「結社の自由」に対する国家権力による侵害であるとして国家賠償を求める訴えを提起するなどの闘いを組織して反撃しました。もちろん、民商・全商連にとっては、初めての組織的な弾圧であり、会員が激減するなどの損害も発生しましたが、粘り強い運動によって組織を拡大強化したほか、徴税権力に対する闘いについて理論的にも組織的にも質的な飛躍を遂げる契機になったことは間違いありません。

全国税の労働者についても同様なことがいえます。国税当局は、全国税の組合員に対して個別的な攻撃を加え、組合からの脱退を強要するほか、第二組合を作り、そちらへの鞍替えを積極的に奨め、全国税の組合員の昇給や昇格を差別するなどの違法行為によって組合つぶしに躍起となりました。しかし、全国

税の労働者はその陣地を守り、敢然として闘い抜き、現在も国税労働者から厚い信頼が寄せられています。

これらの闘いを通じて、納税者の権利を守る闘いの重要性が認識され、法廷闘争における成果なども吸収しつつ、質問検査権についての理論も急速に深められました。

質問検査権についての最高裁の最終的な判断は、荒川民商の広田事件（所得税法違反事件）についての73年（昭和48年）7月10日付の決定で、広田さんの上告を棄却する不当なものではありますが、その中で、最高裁でさえも質問検査権の行使について次のような一定の枠がはめられるものであることを判示した点で、その後の税務調査について少なからず影響を及ぼしているといえます。

「所得税法二三四条一項の規定は、…調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請・申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、客

三、国税不服審判所創設を含む通則法「改正」

シャープ勧告に基づいて創設された国税に

ついでに不服申立てを審査するための協議団

観的な必要性があると判断される場合には、前記職権調査の方法として、同条一項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他該調査事項に関連性を有する物件の検査を行なう権限を認めた趣旨であつて、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべく、…また、暦年終了前または確定申告期限経過前といえども質問検査が法律上許されないものではなく、実施の日時場所の事前通知、調査の理由および必要性の個別的、具体的な告知のごときも、質問検査を行なううえの法律上一律の要件とされているものではない。」（北野弘久編『質問検査権の法理』成文堂531頁）

制度（国税局長の諮問機関）が、「同じ穴のムジナ」であるという批判を受け、国税についての不服審査制度の「抜本的見直し」が行われることになりました。それは、税調の68年（昭和43年）6月の「税制簡素化についての第三次答申」によるものですが、国会提出後2回にわたり継続審査となり、70年（昭和45年）3月によりやく成立、同年5月に審判所は発足しました。

この時の通則法「改正」で、今回の「納税環境の整備」との関係で注目しておきたいのは、審判官の調査権限の中に、初めて、「納税者に帳簿書類を提出させ、これを『留め置く権限』（領置権）」を規定したことです。もともと、この領置権に応じないことに対する罰則規定はなく、それに関連した納税者の主張を認めないという不利益を負わせただけにとどまっていました。

この時の通則法「改正」には、そのほかにも多くの問題点があり、全商連・民商や税経新人会は、この「改正」が納税者の権利利益を守ることに役立たないと判断して、反対の立場で運動をしました。その理由の一つが、審判官の権限強化が、権利救済のためのものではなく、審判所が、原処分の理由を補強す

るために利用される危険があるという点にありました。

この危惧は、その後の審判所の運営の実態

四、一般消費税の失敗と税理士法「改正」

昭和50年代前半（70年代後半）は、オイルショックに伴う深刻な不況の影響で、戦後はじめて税収が対前年比で落ち込み、財政危機が表面化した時期でした。政府は、この財政危機打開のため、EC型の付加価値税にならった一般消費税の導入を計画しました。

78年（昭和53年）12月の税調答申は、「一般消費税大綱」を示して、80年（昭和55年）年度からの導入を求めました。時の大平内閣総理大臣は、国会における不信任案の可決を受けて総選挙に突入し、税調提案の「一般消費税」導入を公約に掲げて闘いましたが、78年（昭和53年）中からの税調審議における一般消費税導入の議論を受けて、反対運動は、既に全国津々浦々に広がっており、首相は直前になって一般消費税の公約を取り下げましたが、自民党は、はじめて衆議院における過半数割れの大敗北を喫しました。

この自民党の大敗北により、一般消費税導

入を通じて明らかに、権利救済機関としての役割を十分果たせないまま今日に至っています。

入の目論見は消え、その後の国会において「一般消費税によらない財政再建」が決議されるなど、この段階で大型間接税導入の路線はいったん見送られることになります。

「一般消費税」導入の挫折との関係で述べておきますと、EC型付加価値税にしろ、そのほかの形態の大型間接税にしろ、売上げや仕入れなどの外形標準による課税とならざるを得ないので、事業者が記帳義務を負わせることが前提条件となります。

わが国では、青色申告制度の普及など、先進国の中では記帳慣行はかなり進んでいる方ですが、一般的な記帳義務となると、国税通則法の制定時の失敗以来、いわばタブーとされてきました。しかし、一般消費税導入には一般的な記帳義務の導入は避けて通れない前提条件です。そこで、当時の大蔵官僚が考えたのは、ほとんどの納税者に関与している税理士を、この税制の導入に利用しようという

ことでした。一般消費税の導入と、税理士制度の下請化は、大蔵官僚にとっては車の両輪だったわけです。この両方は、セットとして、当時の大蔵省審議官だった福田幸弘氏が担当しました。

税理士側の事情としては、64年（昭和39年）の税理士法の改悪法案を反対運動で廃案に追い込んだ後、自分たちの自主的な運動で税理士法を納税者の権利擁護のための制度として確立したいという意識と運動が高まり、国会議員や国税当局へ絶えず要望を提出していました。

大蔵省は、税理士界のこの要望を完全に無視し続けてきましたが、一般消費税構想が浮上したとたん、この要望を利用して、税理士法「改正」に前向きに取り組むかのような態度を示しました。もちろん、それまでに、彼等は周到な準備をしていました。それは、露骨な税理士会の役員選挙への権力的な介入によって、国税当局に協力的な組織に改変することです。具体的には納税者の権利を守る立場を堅持してきた東京税理士会を、日本税理士会連合会（日税連）会長から排除することでした。

この日税連の変質に成功するや、国税当局

は、日税連が長年の民主的討論を重ねて決定した「税理士法改正基本要綱」の効力停止を決議させ、税理士法の中に、税理士の国税当局への下請化を合法化する「税務援助」（経済的理由で税理士に依頼できない小規模納税者に対して低料金で税理士業務を提供させる仕組み）の規定を盛り込む「要望書」を提出させ、関係国会議員に対する政治献金の提供まで指示して、税理士業界の要望に基づく「改正」であるかのような法「改正」を実現しました。これが、「法律を金で買う税理士業界」というスキャンダル事件です。

「一般消費税」は、国民的な大反対運動で

五、申告納税制度の「見直し」

一般消費税構想が潰えて、増税による財政再建は断念せざるを得ないことになりましたが、こういう情勢の中で、国民の要求（減税による生活防衛）の予先をかわし、財界の要望にも沿う方策として登場するのが、「財政支出の削減による財政再建」路線です。

赤字国債や建設国債の乱発によるゼネコン中心の公共投資や大企業中心の補助金、助成金の支出、研究開発減税や大資産家優遇の分

いったん潰えましたが、税理士法の方は業界の要望という形で「改正」され、それ以来、税理士制度の国税庁の下請機関化は年を追う毎に強化され、現在では、税理士会は、国税当局との「請負契約書」によって小規模納税者の確定申告業務の下請作業をやらされています。これは、請負契約ですから、税理士会およびそれに従事させられる税理士は、当局の意に逆った判断や書類の作成は許されません。そんなことをしたら契約違反で損害賠償を求められることになります。

これが、80年（昭和55年）「改正」税理士法の本質です。

離課税などを見直して財政支出を削減するとともに不公平な税制をただすことにより財政の健全化をはかろうという方向自体は正しいものですが、実際にその中身はどうなのか問題です。国民は、本当の意味での民主的な税制や財政支出の削減、行政改革に希望を託しました。

このような国民的要望を担って第二臨調が発足した筈です。そのスローガンは、「増税

なき財政再建」でしたが、81年（昭和56年）3月に発足した土光第二臨調は、その基本方針を、「大企業、大資産家の負担によらない財政再建」におきました。現在、強力に推進されている社会保障費や教育・文化予算の削減、軍事費の聖域化は、その基本思想を土光臨調から受け継いでいるといえます。第二臨調が示す「増税なき財政再建」が大衆課税（一般消費税）による財政再建とどこが異なるかといえば、それは税金という形で勤労国民から収奪するか、社会保障費や教育費の負担増という形で収奪するかの違いだけで、勤労国民の負担による財政再建路線である点では全く変わりありませんでした。

それだけではなく、勤労国民に対する増税の準備は着々と進めてきました。土光臨調の発足とはほぼ時を同じくして、国税当局は労働者と中小事業者、医師や弁護士などとの間では所得の捕捉率に大きな違いがあるという「クロヨン」宣伝を系統的に展開しました。

このような宣伝は、税負担の不当の不公平が、大企業や大資産家と勤労者国民との間にあるという真実を蔽い隠し、納税者を分断しようとすることに目的があります。「増税なき財政再建」と言いながら、勤労者国民への

実質的な増税のための準備は着々と進められてきました。その具体的な動きが「申告納税制度の見直し」です。

大蔵省主税局は、私的諮問機関として「申告納税制度研究会」（81年11月）を設け、そこに次のような試案を示しました。

1 記帳義務制度

イ法人および一定水準以上の個人に記帳義務を課する。

ロ本人の記帳で所得把握困難な者については推計課税できることを明記する。

ハ青色申告制度を維持するため白色申告者との間に差を設ける。

2 税務調査

イ弁護士、医師ら特定職業人の守秘義務と質問検査権の調整

ロ資料提出義務違反について罰則のほか過怠税を創設する。

ハ官公庁の税務調査への協力を法定する。

3 納税環境整備の検討

イ申告納税に必要な資料の保存と記帳水準の向上の方策を検討し、公平な所得課税を実現する。

ロ脱税の場合の追徴期間を延長する。

4 税負担の公平確保

税負担の公平確保のため制度面、執行面での改善を図る。

この主税局試案は、結局、文書として公表されませんでした。ここに掲げられている事項は、いずれも昭和37年の通則法制定の際に、納税者や学界の反対にあつて立法化を断念したものばかりです。それが、当時20年の歳月を経て再び浮上していることに税務官僚がこれらの立法化をいかに熱望していたかが知れます。

それから30年を経て、それらの事項が三たび「納税環境整備」の名のもとに通則法「改正」案として登場したことになります。それは、2002年（平成14年）に民主党が中心となつて日本共産党、社民党と共同提案した納税者権利憲章の立法化を内容とする国税通則法改正案とは似ても似つかない内容を含ん

だものとなっています。この大綱を見るかぎり、民主党政権は財務官僚の野望を実現する走狗になり下つたといつてもそれほど的是ずれではないでしょう。

政府の「申告納税制度見直し」の84年（昭和59年）度税制「改正」案は同年3月31日成立しましたが、全商連や納税者団体、税経新人会などの職業専門家等の反対運動によつて、政府が当初予定していた記帳義務、記録保存義務、総収入金額報告制度などについての罰則を断念させ、これらを単なる訓示規定にとどませたほか、官公署の税務調査協力義務についても公務員の守秘義務を超えない内容にとどませるなどの成果をあげ、大蔵官僚の当初の目論見を大きく後退させることができました。

六、消費税の導入に伴う記帳義務の強化

中曽根売上税は失敗しましたが、竹下内閣の下で消費税が導入されました。

消費税は最初から記帳義務と一体化された制度として発足しました。それは「帳簿方式」という形態を採用したからです。売上高にか

かった消費税から仕入高にかかった消費税を計算するためには、記帳なしにはできません。導入当初、記帳または仕入伝票等の保存がない場合は、仕入税額控除を認めないという消費税法30条7項の規定は、記帳や伝票の保存

がなければ、売上高にいきなり税率を掛けて消費税を課税するという無謀な課税処分を乱発される危険があることを警告すると、大蔵省主税局の役人は、「付加価値税の性格上そのような無茶な運用をする筈はない」と経済誌の上で反論しました。

しかし、これは決して杞憂ではありませんでした。税務調査にあたって事前通知や調査理由の開示を求めると、「所得の確認のため」とか「課税売上高の確認のため」とだけ言って、それ以上納税者を納得させるような理由を何一つとして示すことなく、いきなり反面調査を行って課税売上高を推計し、これに税率を掛けて消費税の課税をするという乱暴な処分が横行するようになりました。

それだけではなく、限界控除制度が廃止され、当初は簡易課税の上限が5億円でしたが、それが5000万円に引き下げられ、売上高

の記帳だけで納付すべき消費税額を計算できる事業者の範囲が極端に狭められ、不当な課税処分を受けないためには、本則課税に備えて厳格な記帳をしなければならない制度が、消費税の導入によって事実上強制されることになりました。

これは、「納税環境の整備」を持ち出すことなく、ほとんどの納税者に対して事実上記帳義務を強制するもので、免税点の3000万円から1000万円への引き下げなどによって、所得税の納税義務のない事業者に対しても、容赦なく消費税の納税義務を強制するものとなっています。

「納税環境の整備」として周到に準備されてきた納税者に対する一般的な記帳義務は消費税の導入によって、いわば副次的に強制されることになった事実をここでは確認しておくことが必要です。

七、納税者権利憲章は「納税環境の整備」

ではない

「納税環境整備」の本来の意味するところは、真に公平な税制を確立するとともに無駄

な歳出をなくして国民の平和と健康、福祉の充実のために適正に税金を使う環境を整え

て、納税者が進んで適正な納税申告を行える環境を整えることにあるというべきです。

ところが、政府が、現在、「納税環境整備」として羅列しているものは、主として徴税権力が、納税者から税金をとりたてやすくするための施策実現のためのものといえます。これは、納税者の権利憲章などといえるしろものではなく、「徴税環境整備」というべきものです。別の表現をすれば、徴税権限強化規定の創設といってよいでしょう。

このような視点から「大綱」を検討すれば次のようにいえます。

まず、第一に、納税者権利憲章を、納税者の義務規定ないしは税務職員の権限規定から完全に切り放すことが必要です。そのうえで納税者の権利保障の規定には一切の留保（例外）を認めないものとすべきです。

そもそも、納税者権利憲章とは、もともと日本国憲法によって保障されている国民の基本的人權を税務行政の面での念のため具体的かつ明確に定めるものでなければなりません。

日本国憲法が保障する国民の基本的人權は「侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の国民に与えられ」（11条）ているものであり、「この憲法が国民に保障する

自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（12条）ほか、「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」っています（同条後段）。

また、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要」（13条）とされています。

「本章（日本国憲法第三章）の規定を一見すれば明らかであるように、各種の権利自由の多くが法律を以てしても侵すことのできない天賦固有且つ永久不可侵の権利」（法学協会『注解日本国憲法』上巻289頁、有斐閣）であることが通説として広く認められています。憲法の保障する基本的人権の中で、「公共の福祉」などによって制限できるとされるのは、「職業選択の自由」等を定めた22条と財産権を保障した29条だけで、その他のどの自由や人権についても一切、法律の留保（法律によって制限すること）は認められていません。税務行政の分野において、これら最高法規である憲法によって無条件で認められている基本的人権がほんの少しであっても侵害されてよい筈はありません。

この基本的な観点をしっかりと確認しておくことが、何にも増して必要なことです。

2002年（平成14年）に、TCフォーラムなど納税者団体の度重なる要望を受けて、民主党が中心となって取りまとめ、共産党や社民党と共同提案された「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」は、右の憲法上の要請に反するような内容は全く含まれていません。まさに、憲法に保障された国民の基本的人権を、税務行政の分野においても守らせようとする内容を、質問検査権の行使における事前通知や理由開示、調査結果に関する情報の提供などの各過程での手続を明記することによって確立することを目的としていました。特に、「国民が納税に関して行った手続は誠実に行われたものとして尊重することを旨としなければならない」という規定を税務運営の基本理念として明記することによって、国民主権主義の憲法理念を税務行政の分野でより徹底させる内容を持っていたことを強調しなければなりません。

これに対して、「大綱」に示された「納税者権利憲章」のくだりは、「権利憲章」を「納税環境整備」の一部に矮小化しているだけで

なく、調査の事前通知の適用除外規定、修正申告の勧奨に名をかりた「強要」の認容、これまでは調査権に含まれていなかった「帳簿書類その他の物件の提示と提出（領置権）」規定の創設、理由付記の差別的取扱い、記帳義務の拡大、罰則の強化、「無申告脱税犯」規定の創設、官公署等の税務調査への協力義務の統合的規定の創設など、いずれも62年（昭和37年）の国税通則法制定の際に、納税者や学界、実務界の強い反対で立法できなかった、いわば積み残し部分です。それを、「納税者権利憲章」という隠れ蓑を使って一挙に立法しようという財務官僚、国税当局の野望が露骨に示されたものとなっています。

納税者権利憲章を制定しているどの先進国の例をみても、憲章の中に納税者の義務規定を定めたものではありません。それは権利憲章の性格上当然のことだからです。

そもそも、国家権力は、法律によってその行動を厳格に規制しないと国民に対してどのような権利侵害をするかわからないので、これを制限することを目的としたのが「法の支配」とか「法律による行政の原則」（法治主義）の考え方です。納税者権利憲章を論じる場合に、この大原則を決して忘れてはなりません。

せん。

右のような内容を含んだ国税通則法改悪は、これまで自・公政権でさえ行い得なかったものです。それを、民主党政権は、各個別税法における大企業・大資産家優遇、大衆課税の強化の税制「改革」とあわせて、「政治主導」を口実として強行しようとするものです。私たちは、このような暴挙を断じて許すことはできません。

以上

2011年度税制改正大綱に対する要望

2010年12月20日 全国商工団体連合会

16日に閣議決定された「2011年度税制改正大綱」（以下「大綱」）は、法人税減税を打ち出す一方、抜本税制改革向け消費税増税を「早急に検討する」ことを明記するなど、庶民増税を明確にしています。

「大綱」は「デフレ脱却と雇用のための経済活性化」を掲げ、法人実効税率5%引き下げと証券優遇税制2年延長を明確にした。その一方で、成年扶養控除や給与所得控除の縮小などを改悪し財源に充てようというもので、まさに企業減税のための庶民大増税といわざるを得ません。これでは、デフレがさらに進み、雇用も生まれず経済はますます冷え込みます。

さらに重大なことは、庶民増税と合わせて中小業者など納税者に対して、「納税者権利憲章」制定とは名ばかりに、国税通則法を改悪し、課税庁の調査権限を強化しようとして

いることです。

国税通則法「改正」に関しては、①白色申告者の記帳を義務化、②税務調査（増額更正）期間を5年に延長、③修正申告の強要の合法化、④再調査権の新設、⑤事前通知しないことを法定化、⑥資料、伝票等を税務当局がいくらでも預かることができる領置権の拡大、⑦更正の請求を行う納税者への举证責任の義務化などが提案されていますが、これは、国税当局の意向に沿って調査権を強化するものであり、納税者の権利侵害と申告納税制度の破壊につながります。

こうした立場から、「大綱」で示された「納税環境整備」の法定化にあたっては、以下の提案を取り入れ、問題点を修正・削除していただくよう、要請するものです。

第1に、「納税者権利憲章」（仮称）制定は、国税庁任せにせず、納税者の基本的な権利について、国民の声を広く聞き、国会の審議を通じて制定して下さい。

とくに、「すべての国民は基本的人権を保障され、誠実な納税者として尊重される」（全商連「納税者の権利憲章第2次案」参照）という規定を最低でも入れるべきです。

第2に、「事前通知」は無条件で行うようにすべきです。

「大綱」では、「悪質な納税者の課税逃れを助長することのないよう、…一定の場合は事前通知しない」としています。このように税務署長の判断で事前通知を行わないことを可能にすれば恣意的な判断と無原則的な事前

通知なしの税務調査を横行させることになり
ます。例外なしで事前通知するようにするべ
きです。

また、反面調査について、「調査対象本人
に通知しない」ことを原則とする提案事態が、
プライバシーの侵害であり、限りなく対象が
拡大され、商取引でも不信をひろげること
になり、個人の尊厳が傷つけられ、憲法違反
になりかねません。

**第3に、「調査終了時の手続き」に
ついて、税務署員に修正申告の「勸
奨」や「再調査権」は与えるべき
ではありません。**

課税庁の職員が「修正申告や期限後申告の
勸奨を行うことができる」ことを「法令上明
確化」すれば、現在でも納税者に「強要」し
ている事実を横行させることになります。

「調査終了通知」の交付後も「再調査する
ことができる」ことを税務当局に保障するこ
とは、質問・検査権が野放図に拡大し、「調
査終了通知」にまったく意味がないことにな
ります。この事項は削除すべきです。

**第4に、帳簿書類その他の物件の「提
示」「提出」は、調査権力の強化
であり認められません。**

「大綱」では、「『現行の『質問』『検査』
に加え、帳簿書類その他の物件の『提示』『提
出』を求めることができる』ことを明確化す
るとしています。これは納税者の権利ではな
く徴税権力の強化です。

この規定が法制化されると、税務署員に「提
示」「提出」を限りなく求める根拠を与える
ことになります。現在でも、青色申告承認の
取り消しや消費税仕入税額否認の根拠にされ
ているだけに、「できる」規定の拡大は申告
納税制度を否定するものになります。

また、「その他の物件」もあいまいで、拡
大される可能性があります。削除を求めます。

**第5に、全ての処分について、記帳
のあるなしに関わらず「理由附記」
すべきです。**

これまでの理由附記は青色申告など一部の
処分のみ実施されていましたが、記帳・記
録等保存義務を理由附記の条件にすべきでは
ありません。

しかも、理由附記をもって記帳義務化の口
実にはなりません。課税庁による処分は明確
に行政処分であって、処分の理由が被処分者
に明らかにされることは当然のことです。い
かなる条件も引き換えにされるべきではあり
ません。しかも所得300万円以下の零細な
生業層に300万円超と同等の記帳の義務化
を課すことは、実務負担の押し付け以外のな
にもありません。「収支内訳書」がす
でに義務化されており、これ以上の負担は行
うべきではありません。

さらに記帳・帳簿等の保存が十分でない場
合、「保存状況に応じて理由を記載」とい
していますが、処分にあたってさえ白色申告
者を納税者として尊重しておらず、「保存状
態」による納税者の差別は許されません。無
条件にただちに理由附記を実施すべきです。

**第6に、白色申告者の記帳義務化は
行う行うべきではありません。所
得税法第56条は廃止すべきです。**

必要経費の概算控除制度導入は自主申告制
度を壊します。また、「正しい記帳」の定義
がないままの必要経費の見直しや、専従者控
除についての見直しをあげていますが、必要

経費の算定は納税者の申告権であり、また家族労働について給与を必要経費として認めることは世界の流れです。家族従事者の人権として記帳義務化とは関係なく、所得税法第56条等を廃止して、無条件に認めるべきです。

第7に、課税庁が増額更正できる期間(現行3年)を5年に延長する ことは採用すべきではありません。

減額、増額の「更正」期間の一致はならん権利救済とはなりません。それをもって課税庁の処分期間を延長するのは課税権限の強化で認められません。

課税庁としては申告の確定、裁量権を5年間延長したに等しいことになります。「更正の請求」期間後の「嘆願」を解消し、透明性を高めるためには、権利救済期間の延長を優先させるべきです。

また、「更正の請求」の際、納税者の「事実を証明する書類」添付の義務化を求めているが、実態に即し、納税者に過大な負担を押し付けることになり採用すべきではありません。

さらに「故意に内容虚偽の更正をした場合の処罰規定を設ける」としていますが、虚偽申告について一律に取り締まるのが適正で

はありません。

第8に、納税者番号制は導入すべき ではありません。

(1) 「納税者に悉皆的に番号を付与し」、取引のたびに取引先に番号を「告知」するとともに、取引先の法定調書や納税申告書に番号の「記載」を義務付けるもので、中小業者にとつては実務量の負担だけでも耐え難いもので、導入すべきではありません。

(2) 膨大な作業を納税者に押し付けた上で、税務当局が番号を基に名寄せ・突合せできるようにすることが可能になるという議論そのものが、納税者を犯罪人扱いしており、申告納税制度を根底から否定するもので認められません。

(3) 「プライバシー保護の徹底策」は検討を進めていくというだけで何の保障もありません。なによりも国民のプライバシーを尊重すべきです。

(4) 将来、納税者番号制とともに消費税にインボイスが導入されれば、免税業者は取引から排除されかねません。中小業者の経営が成り立たなくする、納税者番号制の導入については検討そのものを直ちに中止にすべきです。

第9、徴収手続きに関する納税者の 権利についても確立して下さい。

徴収手続きに関する検討がいつさい見当たりません。徴収に当たっては、生活再建と事業再生支援に役立つよう配慮する法改正をして下さい。また、生存権的な財産、すなわち、生活の維持・事業の継続を困難にするおそれがある財産の差し押さえや取立ては禁止されるよう改正して下さい。

第10、罰則強化はやめてください。

多くの中小業者が経営と暮らしの維持が一杯という状況です。いま以上の負担には耐えられません。罰則の強化は行わず、14.6%という懲罰的な延滞税の引き下げや、消費税の仕入れ税額控除を否認する消費税法第30条7項は廃止してください。

以上、私たち全商連は、憲法にもとづく納税者の権利を保障する税制・税務行政への転換を求め、「納税者の権利憲章」の全面的な実現を求めます。

尚、私たち全商連が考える「納税者の権利憲章」(第2次案)を添付します。

1984（昭和59年）年、申告納税制度改悪反対運動の取り組みと成果

「収支内訳書」添付義務化を狙った申告納税制度の「改正」

1984年3月31日に申告納税制度の「改正」法が成立した。いわゆる「納税環境整備」としての「収支内訳書」添付義務化であった。

「申告納税制度」改悪の狙いは、この制度によって守られている納税者の諸権利を奪い、税務当局の権限を強化することによって思うままの徴税攻勢をかけ、同時に大型間接税導入の布石とするものである、ことを明らかにしてたたかった。

政府・大蔵省は姑息にも「所得税法等の改正案」として予算に関する税率等の改正と、十分審議を必要とする申告納税制度の手続きに関する部分の一つにして、申告納税制度改悪法の成立を図った。

その実質的な内容は、当初の政府・自民党

の狙いは大きく後退したものとなった。そして、衆・参の大蔵委員会、参院の地方行政委員会との3つで付帯決議を勝ち取った。

運動の成果

1、記帳記録保存、総収入金額制度の導入などを法制化しながら、その罰則を設けない単なる「訓示規定」とさせた。
2、記帳ができないなどの理由による推計課税の合法化を阻止した。

3、「官公署」などによる税務当局への協力の内容について守秘義務を解除させようとした意図を、公務員の守秘義務の範囲を超えないと限定させた。裁判における挙証責任を納税者に転嫁する暴挙を法制化させなかった。

4、地方税の中で、記帳義務や総収入金額報告制などを法制化させなかった。

5、政府・財界・一部野党や全民労協などによる「クロヨン」宣伝が行われるなかで、延べ600万人の署名と、17500余の団体署名を集めた。

運動の取り組み

（1）個人署名、団体署名、要請はがき運動
2月15日の全中連の中小業者決起大会以後、個人署名、団体署名、国会要請はがき運動が飛躍した。その結果、申告納税制度推進の立場の政党や議員の発言が慎重となり、与党をはじめ多くの議員が請願署名に賛同表明するなどの変化が生まれた。

申告納税制度改悪に反対する署名は延べ600万人、17500余の団体から賛同を得た闘いだっただ。

82年5月～7月には個人97万1千と団体1273とはがき6万7千通

82年9月～83年3月には個人197万6千と団体4375はがき8万6千通

83年6月～12月には個人174万4千と団体5117はがき6万9千通

84年1月～3月には個人159万6千と団体5881ハガキ13万9千通を集めた。

(2) 国会行動と「国会行動情報」

国会では、全中連として述べ2000人が参加した20回の国会要請行動によって、党派を超えた百数十人の国会議員が請願の紹介議員になることを約束した。これらの行動が国会の中で申告納税制度に関する真剣な議論を呼び起こし、政府の意図にさまざまな制約を加える力となった。

舞台が国会に移ってからの取り組みの特徴は、国会内のたたかいと国会外の、とくに地域での運動が一体となって、相互に作用しながら大きく飛躍したことであった。

こうした国会内の動きは、即日「国会行動情報」（「国会行動情報」は84年3月1日のNo.2から3月31日のNo.21まで記録が残っている）として、各県連へ送られ、多くの県連がこれを増し刷りして民商へ送り、民商・県連は運動の状況を日報で結集するとともに、国

会の動きに合わせた創造的な活動を展開するなど、中央・地方が一体となった、いきいきとした活動が繰り広げられた。

(3) 共同行動の成果と弱点

日本弁護士連合会、東京税理士会、自由法曹団、税経新人会、不公平な税制をただす会など多くの専門団体、労働組合、中小業者団体、婦人団体などが反対の行動に立ち上がった。

一方、法律成立の背景として、中小業者団体、農業団体の共同行動が、民商・全商連以外になかったこと。そのための仕事を長くおこなってきたこと。それを打ち破るには地域から運動を構築し、各団体の下部組織から中央組織へ積極的に働きかける、草の根の運動が非常に大切になった。その点で福岡県連が580団体以上の賛同団体の一覧表をつくり、これで国会議員に働きかけた活動は教訓的。

(4) 号外やパンフで宣伝・学習を強めた

3月31日号商工新聞号外で『納税制度の改悪 記帳の義務化など 法案国会へ』を特集。早分かりパンフ「申告納税制度の改悪は大

型間接税への道」（全商連発行）も発行し、学習・宣伝に活用された。

84年の申告納税制度改悪の政府の目標

1961年（昭和36年）の国税通則法創設の際、国民の運動で削除された項目の復活であり、81年（昭和56年）10月に「申告納税制度研究会」に提出された大蔵省の試案の形で示されている。

①法人及び一定の所得以上の個人に対して記帳義務を課する。

②本人の記帳によって所得金額が計算できない場合には推計課税ができることを明示する。

③弁護士、医師ら特定職業人の守秘義務と質問検査権との調整を図り、これらの者が職務に関し知りえた事項について、質問または検査を拒否できないようにする。

④資料提出の義務過怠者に対し、過怠税の制度を創設する。

⑤各官公庁は、税務調査に協力しなくてはならないことを明記する。

⑥（税金裁判における）挙証責任の整備

⑦ 総収入申告制の導入

⑧ 国税・地方税の協力・提携の強化

⑨ 記録保存義務

⑩ 確定申告書への計算過程のわかる書面の添付

⑪ 訴訟の順序に関する整備

⑫ 地方税について、記録保存・記帳制度、申告との関係、証拠申出の順序、総収入金額報告制度、資料収集制度、大口・悪質な脱税者等に対する制裁等に係るものにつき、所要の整備を図るとともに、推計課税に関する証拠既定を創設する。

⑬ 過小申告加算税への二段階制の導入。

⑭ 税務当局が一般的な資料収集目的のために（金融機関など）関係者に協力を要請することができるよう、協力義務に関する規定を整備する。

これらの改悪案は、民商・全商連などの運動で潰してきた（部分）。

②、③、④、⑭は全面削除。⑫については、記帳、総収入金額報告制、推計課税の合法化が削除された。

以上

第3章 平成23年度税制改正

1. 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章の策定

〔国税〕

次のとおり、「納税者権利憲章」を策定します。

① 国税通則法について、次の見直しを行います。

イ 国税通則法（第一条）の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にします。

ロ 加えて、以下のような各種税務手続の明確化等について同法に規定を集約します。

- (イ) 税務調査における事前通知（通知対象者、開始日時・場所・目的・対象税目・課税期間等の通知内容、通知方法などを規定）
- (ロ) 税務職員による質問検査権（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、印紙税法などの各税法の関連規定を集約）

(ハ) 税務調査終了後における調査内容の説明（更正・決定等すべきと認められる場合について、調査結果（非違の内容、金額、理由）、修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと）などを説明）

(ニ) 税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨

(ホ) 税務調査における終了通知（納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合及び税務署長が更正・決定等をした場合には「調査が終了した」旨、更正・決定等すべきと認められない場合には「その時点で更正・決定等すべきと認められない旨」を通知）

(ヘ) 税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続（納税者から物件を預かる際の「預り証」の発行等を規定）

(ハ) 更正の請求期間の延長

(セ) 更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化

(リ) 内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定

(ス) 処分の理由附記（不利益処分、「申請に対する拒否処分」について理由附記）

ハ また、法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名を変更します。

② 「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とします。

③ 「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現

で分かり易くお知らせするとの基本的考え方に沿って、次のとおり策定します。

イ 「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとします。

(イ) 納税者の目的的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス

(ロ) 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動

(ハ) 納税者が国税庁の処分に対する不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応

(ニ) 国税庁の使命と税務職員の行動規範

ロ 上記の項目は、現在、法律・政令・告示・通達等、様々なレベルに記載されていますが、一連の税務手続に関して、これらを納税者に分かり易くお示しする観点から、平易な表現で一貫性のある行政文書として、国税庁長官が作成し、公表することとします。

また、「憲章」の策定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、「憲章」に記載すべき事項を法定します。

④ その他所要の規定の整備を行います。

(注) 納税者権利憲章は、平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表します。

(2) 税務調査手続

〔国税〕

① 税務調査の事前通知について、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、次のとおり明確化・法制化を図ります。

イ 全体構成

原則として、税務調査を行う場合には、あらかじめ事前通知を行います。

ただし、調査の相手方となる納税者等に関する情報、その納税者等が営む事業内容に関する情報その他税務当局の保有する情報に鑑み、税務署長・国税局長・国税庁長官（以下「税務署長等」といいます。）が次に掲げるおそれがあると認める場合は、事前通知を行わないこととします。

(イ) 正確な事実の把握を困難にするおそれ

(ロ) 違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ

(ハ) その他国税（条約相手国の租税を含みます。）に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

また、上記の例外事由の具体例を通達に記載することとします。
(注) 税務調査とは、所得税、法人税等の各税の課税及び条約相手国へ

の情報提供のための調査又は法定監査をいいます。以下「調査」といいます。

ロ 通知の対象者、内容、方法等

(イ) 対象者

事前通知の対象者は、納税者本人、調査提出者及びその代理人（税理士（税理士登録を行った弁護士及び公認会計士を含みます。）、税理士業務を行うことを国税局長に通知した弁護士）、面告とします。

(ロ) 内容

通知内容は、次のとおりとします。

(a) 調査の開始日時・場所

(b) 調査の目的（例：○年分の所得税の申告内容の確認等）

(c) 調査対象税目、課税期間

(d) 調査の対象となる帳簿書類その他の物件（例：所得税法△△条に規定する帳簿書類）

(e) その他必要事項

② 調査の開始日時・場所の変更の申出に関する事項（合理的な理由を付して日時・場所の再設定を求めることができる）

③ 調査状況に応じ、通知内容以外について非違が疑われる場合には、その通知内容以外の事項についても調査対象となること

④ その他

・ 調査の相手方の氏名及び住所（法人については、名称及び所在地）

・ 調査を行う主たる担当者の氏名及び所属

(ウ) 方法

通知方法は、次のとおりとします。

(a) 原則として、文書で事前に行います。

反面調査については、反面先には、調査対象者（納税者）の名称及び確認対象取引は通知しないこととします。また、調査対象者本人には通知しないこととします。

(b) ただし、調査の相手方の同意がある場合は、例外的に実地の調査当日に文書を交付することができることとします。

(c) 事前通知を行わない例外事由に該当する場合は、調査着手後、終了時までに上記の通知事項（日時・場所の記載を除きます。）を記載した文書を交付します。

(ニ) 対象となる調査

対象となる調査は、実地の調査（納税者の事業所、事務所等に臨場してする調査）とします。

② 調査終了時の手続については、課税庁の納税者に対する説明責任を

強化する観点から、次のとおり明確化・法制化を図ります。
イ 更正・決定等すべきと認められる場合

(イ) 実地の調査により更正・決定等すべきと認められる場合には、課税庁の職員は、当該納税者に対し、

(a) 調査結果（非違の内容、金額、理由）、及び

(b) 「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」等を説明します。

(ロ) 課税庁の職員は、納税者に対し、上記(a)及び(b)を簡潔に記載した税務習長等名の文書(A)を交付します。

(ハ) その際、課税庁の職員は修正申告又は期限後申告の勧奨を行うことができることとします。

(ニ) 税務習長等は、納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合には、当該納税者に対し、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付します。

(ホ) 税務習長等は、更正・決定等をするときは、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付します。

(ヘ) 当該納税者に代理人がいる場合で、本人の同意があるときは、上記(イ)から(ホ)は当該代理人に行えば足りることとします。

(ト) なお、実地の調査以外の調査の場合には、上記文書(A)及び通知書(B)を納税者からの求めに応じて交付します。

ロ 更正・決定等すべきと認められない場合

実地の調査終了後、更正・決定等すべきと認められない納税者に対しては、「その時点で更正・決定等すべきと認められない」旨を記載した通知書(B)を交付することとします。

ハ 上記イ及びロ共通

課税庁の職員は、上記の終了通知書(B)が交付された後においても、調査について必要があるときは、再調査ができることとします。

③ その他の関連事項の明確化

現行の調査実務上行われている手続について、次のとおり法令上明確化を図ります。

イ 納税者等から提出された物件の預かり・返還等に関する規定を設けます。

ロ 事前通知の内容に「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」を明示することと併せ、課税庁が現行の「質問」「検査」に加え、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含みます。）の「提示」「提出」を求めることができることとします。

ハ 法人税の取引先等に対する調査の対象について、他の税目と同様に、「帳簿書類以外の物件」を追加します。

④ その他所要の規定の整備を行います。

(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用します。

(3) 更正の請求

[国税]

① 更正の請求期間の延長

法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消するとともに、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、次のとおり、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間を延長します。

イ 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間（現行 1 年）を 5 年に延長します。

ロ 併せて、課税庁が増額更正できる期間（現行 3 年のもの）を 5 年に延長します。

これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとします。

(注) 贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間（現行 1 年）については 6 年に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間（現行 1 年）については 9 年に、それぞれ延長します。

また、登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間（現行 1 年）及び自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間（現行 1 年）については 5 年に延長します。なお、脱税の場合の課税庁による増額更正期間（現行 7 年）は、現行どおり存置します。

ハ 次の事項についても併せて措置を講じます。

(4) 更正の請求に際しては、納税者がその理由を証明するとの趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化します。

(ロ) 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設けることとします。法定刑は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金とします。

(ハ) 期間の終了間際になされた更正の請求に対し、課税庁が適切に対応するための所要の措置を講じます。

具体的には、当該更正の請求があった日から 6 月を経過する日

が更正期間の満了する日後に到来する場合には、当該 6 ヶ月を経過する日まで、更正することとします。併せて、徴収権の消滅時効についても同様の手当てを行います。

(注) 上記イ、ロ及びハ(イ)の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用します。また、今般の更正の請求に関する改正趣旨を踏まえ、過年分についても、運用上、増額更正の期間と合わせて、納税者からの請求を受けて減額更正を実施するよう努めることとします。

また、ハ(4)及び(ロ)の改正については、平成 23 年 6 月 1 日以後に行う更正の請求について適用します。

② 更正の請求の範囲の拡大

イ 当該申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置について、次のとおり見直し、更正の請求範囲を拡大します。

現行、当初申告要件がある措置について、下記(4)及び(ロ)のいずれにも該当しない措置（別紙 1 参照）については、「当初申告要件」を廃止します（所要の書類の添付を求めることとします。）。

(4) インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）

(ロ) 利用するかないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（例：各種引当金）

ロ 控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置（別紙 2 参照）について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができることとします。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用します。

③ その他所要の規定の整備を行います。

(4) 理由附記

[国税]

全ての処分について、原則として平成 24 年 1 月より理由附記を実施します。

ただし、個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施することとします。

① 個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されています。

が、それ以外の者についても、平成25年1月から、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記録義務・記録保存義務を課することとします。

- ② 個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり実施することとします。

イ 「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」については、平成24年1月以後、理由附記を実施します。

ロ 上記イ以外の者（「確定申告を行った所得300万円以下の白色申告者」及び「確定申告をしていない白色申告者」）については、平成25年1月以後、理由附記を実施します。

ただし、特例として、

(イ) 平成19年から平成23年までの各年分の所得税につき記録義務があった者については、平成24年1月以後、理由附記を実施することとします。

(ロ) また、平成24年1月以後、現行の白色申告者に係る記録義務・記録保存義務の水準と同程度の記録・記録保存を行っている者については、運用上、平成24年1月以後、理由附記を実施するよう努めることとします。

ハ なお、記録・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記録・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとします。

(注) 白色申告者に対する更正等に係る理由附記の施行時期については、その者が平成24年分において上記イ又はロのいずれに該当するかによりります。なお、「平成24年分において上記イ又はロのいずれに該当するか」は、平成22年分又は平成23年分の所得金額及び確定申告の有無により判定します。

- ③ その他所要の規定の整備を行います。

(5) 地方税に関する税務調査手続等の見直し
〔地方税〕

- ① 税務調査手続

イ 総務省が行う調査手続

地方税に関する総務省が行う調査手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う調査手続

地方税に関する調査の事前通知、調査終了時の手続については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどを踏まえ、全地方自治体に

同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

ハ 上記イ及びロ共通

その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

- ② 更正の請求

イ 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から、

(イ) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間（現行1年）を5年に延長します。

(ロ) 併せて、課税庁が増額更正できる期間（現行3年のもの）を5年に延長します。

これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとします。

(注) 脱税の場合の課税庁による増額更正期間（現行7年）は、現行どおり存置します。

ロ 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設けることとします。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。

ハ その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

- ③ 理由附記

イ 総務大臣が行う処分に関する手続

地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う処分に関する手続

地方税に関する地方自治体が行う処分に関する手続については、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

- ④ 国税における「納税者権利憲章」の策定を踏まえた対応

地域主権改革の観点から、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

- ⑤ その他所要の措置を講じます。

(6) 租税罰則の見直し

〔国税〕

経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置を講じます。

① 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下の懲役若しくは500万円以下（脱税額が500万円を超える場合には、状況により脱税額以下）の罰金に処し、又はこれらを併科することとします（直接税及び消費税の場合）。

〔注〕消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く間接税等については、5年以下の懲役若しくは50万円以下（脱税額の3倍が50万円を超える場合には、状況により脱税額の3倍以下）の罰金又はこれらの併科とし、航空機燃料税及び電源開発促進税については3年以下の懲役若しくは50万円以下（脱税額が50万円を超える場合には、状況により脱税額以下）の罰金又はこれらの併科とします。

② 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設します。

③ その他所要の規定の整備を行います。

〔注1〕 以上につき別紙3参照。

〔注2〕 ここで「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税及び電源開発促進税をいいます。

〔注3〕 上記の改正は、平成23年6月1日以後にした違反行為について適用します。

〔地方税〕

経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点等から、租税に関する罰則（地方税関係）について、次の措置を講じます。

① 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

イ 脱税犯に係る法定刑の引上げ

(イ) 脱税犯に係る懲役刑の上限を10年等に引き上げます。

(ロ) 脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を1,000万円等に引き上げます。

ロ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占

有する第三者については250万円（現行50万円）に、これらの者の相手方については150万円（現行30万円）にそれぞれ引き上げます。

ハ 個人住民税等の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関し脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとします。

ニ 個人住民税等に設けられている科料規定を廃止します。

② 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

イ 秩序犯に係る法定刑の引上げ

(イ) 法人住民税等の申告書等不提出犯等に係る罰則について、1年以下の懲役刑を設けます。また、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪に係る懲役刑の上限を1年（現行6月）とします。

(ロ) 法人住民税等の申告書等不提出犯等に係る罰則について、50万円以下の罰金刑を設けます。また、地方消費税等の申告書等不提出犯等に係る罰金刑の上限を50万円等に引き上げます。

ロ 事業所税等の申告書等不提出犯に係る罰則について、10万円以下の過料を設けます。また、不動産取得税等の申告書等不提出犯等の過料の上限を10万円に引き上げます。

③ 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）に対する罰則の見直し

イ 現行の守秘義務違反に対する罰金刑の上限を100万円（現行30万円）に引き上げます。

ロ 地方税の罰則事件の調査及び地方税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めることとします。

④ 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下等の懲役若しくは500万円以下（脱税額が500万円を超える場合には、状況により脱税額以下）等の罰金に処し、又はこれらを併科することとします。

⑤ 大口・悪質な地方消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、地方消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設します。

⑥ その他所要の措置を講じます。

〔注1〕 以上につき別紙4参照。

(注2) 上記の改正は、平成 23 年 6 月 1 日以後にした違反行為について適用します。

(7) その他

[国税]

① 事前照会に対する文書回答制度の見直し

事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行います。
イ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口到達した日からおおむね 1 月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明することとします。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該 1 月の期間に算入しないこととします。

ロ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長 1 年以内（現行 180 日以内）に延長します。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる事前照会について適用します。

② 還付加算金の計算期間の見直し

還付加算金の計算期間について、次の見直しを行います。

イ 更正に基づく法人税の中間納付額及び所得税額等、消費税の中間納付額及び仕入控除税額、所得税の予定納税額及び源泉徴収税額等並びに相続時精算課税における贈与税相当額の還付に係る還付加算金の計算期間については、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後 1 月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後 3 月を経過する日と当該更正の日の翌日以後 1 月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととします。

ロ その他所要の規定の整備を行います。

(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払決定又は充当をする国税（その滞納処分費を含みます。）に係る還付金に加算すべき金額について適用します。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例によるものとします。

③ 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設

支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書（以下「支払調書等」といいます。）を提出する場合において、基準年（その年の前々年をい

います。）に提出すべきであった当該支払調書等の提出枚数が 1,000 枚以上であるときは、当該支払調書等の提出義務者は、当該支払調書等の提出については、当該支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等を提出する方法又は当該事項を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法によらなければならないこととします。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出する支払調書等について適用します。

④ 官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備

官公署等に対する協力要請（照会）規定について、明文の規定がないことを理由とする拒否がされることのないよう、次の措置を講じます。

イ 国税の犯則調査について、収税官吏は、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項を求めることができることとします。

ロ 国税に関する調査（酒税法における免許の審査を含みます。）について、税務署等の当該職員は、官公署又は政府関係機関に対し、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる旨の統一の規定を国税通則法に設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現行その規定がない酒税等の個別間接税法における調査について、新たに官公署等に対する協力要請ができることとします。

ハ その他所要の規定の整備を行います。

(注) ここで「個別間接税」とは、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

⑤ 「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応

イ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する特別還付金の支給

遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決（平成 22 年 7 月 6 日）を受けて、納めすぎとなつている所得税について現行税法の下で還付することができない年分におけるその所得税相当額の特別な還付を行うために特別還付金を支給する措置を講じます。

(イ) 税務署長は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」といいます。）の受取人である者又はその相続人に対し、平成 12 年分以後の各年分の保険年金に係る所

- 得（以下「保険年金所得」といいます。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」といいます。）を支給します。ただし、当該年分の所得税について、国税通則法の規定による更正を行うことができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合は除きます。
- (n) 特別還付金の支給を受けようとする者は、23年度改正法の施行から1年間、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して税務署長に提出することができるとします。税務署長は、必要な事項を調査し、支給額（特別還付金請求書に記載された金額を限度とします。）を決定し、その提出者に対し通知します。
- (v) 特別還付金の額は、その年分に応じて次に掲げる金額とします。特別還付金の額には、次の区分に応じて還付加算金に相当する加算金を加算します。
- (a) 平成15年分以後の各年分
- ③ その年分の所得税につき申告書を提出している者
その申告書に係る所得税額から保険年金所得に対する取扱い変更後の所得税額を控除した金額
- (注)「取扱い変更」とは、最高裁判決を受けて、現行税法に基づき納めすぎとなっている所得税を還付するために、本年10月に行った保険年金所得を所得税の課税部分と非課税部分に振り分けるための所得計算の見直し（所得税法施行令の改正）による課税の取扱いの変更をいいます。
- ④ その年分の所得税につき申告書を提出していない者
次に掲げる金額のうちいずれか多い金額（取扱い変更後において還付すべき税額がある場合に限りです。）
- (i) 保険年金所得に対する取扱い変更前の所得税額から当該変更後の所得税額を控除した金額
- (ii) 保険年金所得の所得減少額の10%相当額
- (注)「所得減少額」とは、その年分の保険年金所得に対する取扱い変更前の所得金額から当該変更後の所得金額を控除した金額をいいます。
- (b) 平成12年分から平成14年分の各年分
- ② 保険年金の最終支払年が平成15年以後である者
その年分の保険年金所得の所得減少額に平成15年分のみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額
- (注)「みなし特別還付金割合」とは、その年分の保険年金の所得減少額のうちみなし特別還付金基準額（その年分の保険年金に係る上記(a)⑤(i)又は(ii)に掲げる金額のい

ずれか多い金額をいいます。以下同じです。）の占める割合をいいます。

- ⑤ 保険年金の最終支払年が平成12年から平成14年である者
(i) 最終支払年分 最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金基準額
- (ii) 最終支払年分以外の年分 その年分の保険年金所得の所得減少額に最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額
- (c) 特別還付金（加算金を含みます。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。
- (h) 税務署長は、その決定した特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、当該特別還付金額の変更の決定をすることができるとします。特別還付金の減額の決定があったときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金（対応する加算金を含みます。）を、1か月以内に納付しなければならないこととする延滞金が課されます。
- (v) その他
- (a) 税務署長の決定は、23年度改正法の施行から2年を経過した後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2年間行使しないこととによって、時効により消滅することとします。
- (b) 特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法及び国税徴収法の規定を準用します。
- (c) 特別還付金の支給に関し、国税職員の質問検査権及び義務違反に対する罰則の整備を行います。
- (d) その他所要の措置を講じます。
- ロ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例
- 上記イの措置と併せて、現行税法に基づいて所得税の還付を受けるため、その年分の所得税の申告をしている保険年金の受取人である者は、その年分の所得のうちに保険年金所得が含まれていることにより当該申告に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、23年度改正法の施行から1年間、税務署長に対し、更正の請求を行うことができる特例措置を講じます。